様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　5月　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃいおんぎんこう  一般事業主の氏名又は名称　株式会社イオン銀行  （ふりがな）きさか ゆうろう  （法人の場合）代表者の氏名　木坂　有朗  住所　〒101-0054  東京都千代田区神田錦町3-22  法人番号　1010601032497  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイト  「イオン銀行 DXの取組み」 | | 公表日 | 初回公表日：2023年　6月　 1日  更新日　　：2025年　1月　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「2. ビジョン・方向性」  <https://www.aeonbank.co.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | 1. ビジョン   当社はアフターコロナにおけるお客さまの新しい生活様式、価値観の変化にも対応するため、最新のITを活用し、徹底したお客さま　志向を追求することで「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行の実現を目指してまいります。   1. 方向性   ・拡充するリアルチャネルと連携するバーチャルチャネルの展開により、お客さまが店頭や自宅などどこからでも、いつでも簡単に　　金融サービスをご利用いただける環境づくりに取り組みます。  ・ITとデータを活用し営業活動を高度化することにより、お客さまに適切なタイミングで最適な商品やサービスの提案を行うことで、お客さま満足の最大化を目指します。  ・システムによる自動化を推進し業務を効率化することにより、生産性を最大化します。  ・DX推進により多様な働き方の選択を可能とし、社員の能力が最大限発揮される環境を構築します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年3月25日付取締役会承認の「2021～2025年度中期経営計画」に基づき策定後、コーポレートサイト内で2023年6月1日に公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイト  「イオン銀行 DXの取組み」 | | 公表日 | 初回公表日：2023年　6月　 1日  更新日　　：2025年　1月　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「3. デジタル技術を活用する戦略」→「⑴ 戦略」  <https://www.aeonbank.co.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | 戦略   1. チャネル   オンライン相談サービス等のテクノロジーを活用し、効率的な店舗運営、出店の強化に取り組むことで、イオン生活圏のお客さまが　金融サービスおよびイオングループ・提携企業が提供する金融以外の各種サービスをご利用いただける機会を拡大してまいります。またアプリのコミュニケーションツール化を図ることで、お客さまが店舗とオンラインをシームレスにご利用いただけることを目指してまいります。  ②資産形成  各チャネルで取得したデータを活用し、お一人おひとりのお客さまに合わせた最適な金融商品の提案を実現することで顧客体験の強化を図り、長期的な資産形成のパートナーになることを目指してまいります。  ③業務効率化  コンサルティング、契約手続き、アフターフォローまでのすべての営業活動をシンプル化・デジタル化することにより、業務効率化に取り組んでまいります。  ④ガバナンス  社内のデータを統合し、すべての社員がデータを活用できる環境を構築するとともに、経営指標を可視化することで経営状況の迅速かつ正確な把握、迅速な意思決定を目指してまいります。また従来型開発手法に加え、新たな開発手法を導入し、変化の激しいニーズに迅速に対応できる体制を構築してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2021年3月25日付取締役会承認の「2021～2025年度中期経営計画」に基づき策定後、コーポレートサイト内で2023年6月1日に公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「3. デジタル技術を活用する戦略」→「⑵ DX推進体制」 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制  ・代表取締役社長指示の下、営業戦略統括部役員をDX担当責任者と定めるとともに、社内定例会議および親会社であるイオンフィナンシャルサービスとの定例会議においてDXへの取組みにおける進捗状況確認、DXに向けた情報の共有、課題整理および解決策を議論するなど、継続的な活動を行っております。  ・DXを推進する部門への積極的な人材採用とDXを企画、実現する人材育成を図ってまいります。  ・外部委託先との人材交流により、相互理解を深め、主体的に開発・運用に携わるとともに、各社との協働体制を構築いたします。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「3. デジタル技術を活用する戦略」→「⑶ ITシステム・デジタル技術活⽤環境の整備に関する⽅策」 | | 記載内容抜粋 | ITシステム・デジタル技術活⽤環境の整備に関する⽅策  ・レガシーシステムのオープン化、オンプレミスからクラウドへの移行およびコンテナ技術を活用したマイクロサービス化の推進。  ・デジタル技術の活用に向けた開発検証環境の整備。  ・既存システムおよびデータと最新デジタル技術との連携を可能とする共通アプリケーション基盤およびデータ分析基盤の構築。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | コーポレートサイト  「イオン銀行 DXの取組み」 | | 公表日 | 初回公表日：2023年　6月　 1日  更新日　　：2025年　1月　14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「4. 成果と重要な成果指標」  <https://www.aeonbank.co.jp/company/dx/> | | 記載内容抜粋 | 成果と重要な成果指標  ・インターネットバンキング登録者数  ・問い合わせデジタル完結率  ・DX推進人材比率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 1. 初回公表日：2022年　5月　 2日   更新日　　：2025年　1月　14日   1. 初回公表日：2023年　6月　 1日   更新日　　：2025年　1月　14日 | | 発信方法 | ①コーポレートサイト  「会社情報」→「会社案内」→「ご挨拶（中段）」  <https://www.aeonbank.co.jp/company/about/>  ②コーポレートサイト  「会社情報」→「イオン銀行 DXの取組み」→「1．はじめに」  <https://www.aeonbank.co.jp/company/dx/> | | 発信内容 | ①情報発信の内容  実務執行総括責任者にあたる代表取締役社長より、DX戦略の推進等を図るための情報発信について、以下を公表しております。  近年、お客さまを取り巻く社会環境や日常生活が大きく変化し、デジタル化の急速な進展や非対面チャネルへのシフトにより金融サービスが大きく変容しています。  こうした環境下、イオン銀行は、毎日のお買い物に便利でおトクな電子マネーWAONやクレジットカード、各種預金・ローン・保険に加え、豊富なラインナップから投資信託等の資産形成商品をお選びいただける金融商品仲介等、多様化するお客さまニーズやライフイベントに対応した幅広い金融商品・サービスを提供してまいります。また、DXを推進し、気軽に立ち寄れる有人店舗等“リアルチャネル”と、先進技術を導入した“オンラインチャネル”をシームレスにつなげることでOMOバンクを実現し、さらなるお客さま体験価値向上に取り組んでまいります。  ②情報発信の内容  実務執行総括責任者にあたる代表取締役社長より、効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信について、以下を公表しております。  当社は「お客さま第一」の理念のもと、「親しみやすく、便利で、わかりやすい」銀行を目指しています。  ITの進歩した現代社会において、コロナの状況下で大きく変容したお客さまの生活様式や行動が定着し、デジタル化が加速度的に進展する中、非接触・非対面サービスへの需要の高まりなど、お客さまニーズの変化への迅速な対応力が求められています。  また、当社を取り巻く事業環境は、先進技術を用いた新しいビジネスモデルを携えた企業の新規参入が活発化するほか、既存市場の拡大や新たな市場が創出される動きが起きています。こうした競争の高まりにより、事業コストを大幅に低下させ、事業化が難しかったビジネスが実現可能となるとともに、既存の金融サービスではハードルが高くご利用いただけなかったお客さまにも、安全・安心なサービスをお届けすることが可能になると考えています。  当社はこのような変化の激しい環境の中においても、お客さまやステークホルダーから選ばれつづける企業であり続けるため、今後も積極的にDXを推進しサービス向上に取り組むことで、地域のお客さまにとって最も身近な金融サービスの提供に努めてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　4月　～　2025年　5月 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット ver2.4」に基づき、実務執行総括責任者の下、当社内の自己診断を関係部署間（経営企画部、人事部、リスク管理部、マーケティング部、システム企画部、システム開発部、デジタル開発部）にて、現状の推進レベル評価および３年後の目標レベル設定を行い、デジタル技術に係る動向や当社におけるITシステムの現状を踏まえた全社的な課題について把握をしております。  なお、自己診断結果につきましては、DX推進ポータルより更新申請書付属資料として送付しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2016年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社で定める「サイバーセキュリティ管理手続」に基づき、対策の策定及び実施を行っております。  また、金融庁監督指針および経済産業省サイバー経営ガイドラインで求められている「CSIRT」体制を構築しており、当社内CSIRT事務局よりサイバーセキュリティに関する情報を連携し、サイバー攻撃を未然に防止するための対策の実施や、セキュリティ維持によるシステム運用監視を行うため、当社内によるSOC体制を構築しております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。